

仕 様 書

1. 委託業務題目

原子力に関する副読本等の普及

＜本業務は、文部科学省と経済産業省資源エネルギー庁との共同業務である＞

2. 委託業務の目的

国民の原子力に関する理解を深めるためには、国民一人一人が原子力を含めたエネルギーについて、正しい知識に基づき、自ら考え、判断するための環境を整備し、学校教育の場などで、原子力についてエネルギーや環境、科学技術や放射線等幅広い観点から総合的にとらえ、適切な形で学習を進めることが重要である。

本業務においては、学校等を対象に文部科学省と経済産業省資源エネルギー庁が制作した小学生と中学生向けの原子力に関する副読本とカリキュラム・ワークシート（以下「副読本等」という。）を使用する授業への支援を実施し、原子力を含めたエネルギーに対する知識の習得、思考力・判断力を育成するための環境を整備することにより、原子力に対する理解の促進を図る。

3. 委託業務の内容

(1) 支援対象者

学校等

・小学校、中学校、特別支援学校

(2) 実施校数

50校以上

(3) 支援の実施

授業への支援にあたっては、以下の点に留意し、より多くの学校が授業への支援を受け、副読本等を使用した授業を行えるよう工夫すること。

1) 授業への支援

- ・ 支援は、副読本等を使用する授業を対象とすること。
- ・ 授業には、副読本等の印刷や指導方法等の専門家招聘の費用などの財政面、副読本等の印刷や専門家との調整等の実施面の支援を行うこと。
- ・ 参加している担当教諭が原子力を含めたエネルギーに関する教育についての意見交換等を行う交流の場を設けること。
- ・ 参加している担当教諭が各校の地域（都道府県等）における原子力を含めたエネルギーをテーマにしたセミナーや教育委員会及び教育センター等が主催する教育職員向けのセミナー等で授業内容の発表を実施する場を設けること。
- ・ 授業の選定にあたっては、全国にバランス良く、効率的・効果的に行うこと。
- ・ 授業への支援を受けた学校等に対し、疑問点の解決等のための積極的なアフターフォローを行うこと。
- ・ 上記の実施にあたっては、両省庁と協議すること。

2) 実践事例の収集

- ・ 支援した授業について、平成20年告示及び平成21年告示により改訂された学習指導要領や副読本等との対応関係を明示した授業実践事例集を作成すること。
- ・ 上記の実施にあたっては、両省庁と協議すること。

3) 副読本等のデータ更新作業

- ・ 副読本等（①副読本（児童用）、②副読本（生徒用）、③教師用指導書（児童用）、④教師用指導書（生徒用）、⑤ワークシート（児童用）、⑥ワークシート（生徒用）、⑦教師用ワークシート（カリキュラム付き、児童用）、⑧教師用ワ

特会 2

ークシート（カリキュラム付き、生徒用）の年表やグラフ等について、最新のデータに更新するとともに、アンケート、実践事例等における意見を集約・検討し、両省庁の指示する事項について修正すること。

(4) 授業の選定

外部有識者で構成する支援する授業の選定委員会を設置し、選定基準の検討や支援する授業の選定を行うこと。

なお、外部有識者の選定にあたっては、両省庁と協議すること。

(5) 周知活動

支援への応募の促進を図るため、都道府県・市区町村教育委員会、学校、各学校長会、各教科教育学会、各教科教育研究会、教育職員等に対し、直接的な周知活動やマスメディアを活用した周知活動を行うこと。

また、副読本等の普及を図るため、副読本等の内容や実践事例等について、都道府県・市区町村教育委員会、学校、各学校長会、各教科教育学会、各教科教育研究会、教育職員等に対し、直接的な周知活動やマスメディアを活用した周知活動を行うとともに、両省庁が実施する他の原子力・エネルギー教育支援事業についても合わせて周知を図ること。

なお、上記の実施にあたっては、両省庁と協議すること。

(6) 業務評価の実施

別添「原子力・エネルギー教育支援事業における業務評価」に従い、外部有識者で構成する業務評価委員会を設置し、事前・中間・事後に業務の実施内容や支援を受けた学校等の意見について検討や検証を行い、本業務による理解促進に係る効果や今後の課題等の評価・意見を行う。

また、評価に必要な支援の実施内容や副読本等、原子力・エネルギー教育支援事業等に対する支援を受けた学校等の意見については、アンケート等により把握すること。

なお、外部有識者の選定にあたっては、両省庁と協議すること。

(7) 副読本等の納入及び業務評価報告書の提出

1) 副読本等

形態：紙媒体及び電子媒体

部数：①②⑤⑥…両省庁へ紙媒体で400部、電子媒体で1式

③④⑦⑧…両省庁へ紙媒体で100部、電子媒体で1式

納入期限：平成24年3月31日

2) 業務評価報告書

形態：電子媒体

部数：両省庁へ電子媒体で1式

提出期限：平成24年3月31日

4. 委託業務実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

特会2

- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

6. 無償貸付を行える物品

無し。

7. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

8. その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、両省庁と適宜協議を行うものとする。

本委託業務の実施に当たっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

原子力・エネルギー教育支援事業における業務評価

【評価の目的】

原子力・エネルギー教育支援事業においては、本事業が、より効率的・効果的となる事業の改善を図るため、業務レベルでの客観性を確保した定量的・定性的な総合評価を実施する。

【業務評価委員会の設置】

業務評価の客観性を確保するため、原子力、学校教育、コミュニケーション、経営・運営他の外部有識者からなる業務評価委員会を設置する。

そのうち1名を委員長とし、評価・意見等の調整を図る。

【評価の実施段階】

1. 事前評価

- 実施対象に対する直接的な業務実施の前に実施する。
- 業務計画、成果目標、評価指標、想定される促進・阻害要因や発現効果などについて検証する。
- 必要に応じて、契約の変更を生じない範囲での業務計画・業務評価の実施に係る見直しについて意見を行う。

2. 中間評価

- 業務計画に照らし、中間となる時期に実施する。
- 業務の実施状況の把握・分析を行い、計画の妥当性、進捗状況、成果目標の達成見込み、促進・阻害要因などについて検証する。
- 必要に応じて、業務計画・業務評価の実施に係る見直しについて意見を行う。

3. 事後評価

- 実施対象に対する直接的な業務実施の後、業務実施期間内に実施する。
- 業務の実績の把握・分析を行い、促進・阻害要因を含め、評価の視点から定量的・定性的に評価し、その評価を踏まえ総合的に評価する。
- 評価結果から目的、成果、方法など業務の今後のあり方について、評価結果の活用・反映による改善の検討に資する意見を行う。

【評価の視点】

1. 妥当性

学校教育の場などにおける、原子力の理解促進策としての整合性やニーズに対する必要性、問題への解決策としての適切性などについて評価。

2. 有効性

成果目標の達成度について評価。

3. 効率性

成果目標の達成に対する手法として、実施内容と成果の関係における経済性・適正性について評価。

4. 印象性・持続性

原子力の理解促進、原子力を含めたエネルギー教育の実施やその持続、地球温暖化への対応や長期的なエネルギー確保などエネルギー・環境問題への興味・関心の波及など、発現した効果について評価。

【評価の指標】

目的・成果の達成度や効果の発現に向け、設定した評価指標により直接的な業務実施の前から後まで継続的に測定し、実績にかかると一貫性のある情報を収集する。

評価指標は、統一的事項及び業務の内容に応じた指標を設定する。

《統一的事項》

1. 原子力の理解促進
2. 原子力を含めたエネルギー教育の実施
3. 原子力を含めたエネルギー教育の実施の持続
4. 地球温暖化への対応や長期的なエネルギー確保などエネルギー・環境問題への興味・関心の波及

【評価の方法】

事後評価では、評価の視点それぞれについて「a b c」の3段階で個別に評価し、その結果をもとに「A B C D」の4段階で総合的に評価する。

個別評価は、以下の基準により実施する。

評価は、委員それぞれが実施し、取りまとめた結果、最も多い評価を評価結果として採用する。

なお、評価結果が同数となった場合には、委員会にて検討の上、委員長が裁定して評価結果を決定する。

1. 妥当性

- a : 整合性、必要性、適切性などが認められる。
- b : 整合性、必要性、適切性などに一部問題がある。
- c : 整合性、必要性、適切性などに重大な問題がある。

2. 有効性

- a : 成果目標の100%以上
- b : 成果目標の80%以上100%未満
- c : 成果目標の80%未満

3. 効率性

- a : 計画の80%以下
- b : 計画の80%超100%以下

c : 計画の100%超

4. 印象性・持続性

a : 理解促進、教育実施と持続可能性、波及などの効果が認められる。

b : 理解促進、教育実施などの効果が認められる。

c : 理解促進や教育実施の可能性などの効果が認められる。

総合評価は、上記の個別評価の結果をもとにフローチャートに従って実施する。

フローチャートは、別紙「原子力・エネルギー教育支援事業業務評価 総合評価フローチャート」を参照。

【評価の手順】

1. 入札・技術審査でのプレゼンテーションの実施

○提案書類に業務評価委員案（経歴や選定理由を明記）や評価指標（説明を明記）、評価の時期（事前、中間、事後それぞれに明記）などを記載し、技術審査ではそれらを具体的に説明すること。

2. 委託契約後、両省庁と協議の上、業務評価委員を決定

3. 業務評価委員会（事前評価）を開催。

○委員に対して、業務事前評価書（別紙様式1）により、本評価概要、業務計画、評価指標などを説明するとともに、業務事前評価書の承認を得る。

○委員会の承認を得た業務事前評価書を委員会の議事録と合わせて文部科学省に提出する。

4. 業務評価委員会（中間評価）を開催

○委員に対して、業務中間評価書（別紙様式2）により、業務実施状況・計画などを説明するとともに、業務中間評価書の承認を得る。

○委員会の承認を得た業務中間評価書を委員会の議事録と合わせて文部科学省に提出する。

5. 業務評価委員会（事後評価）の開催

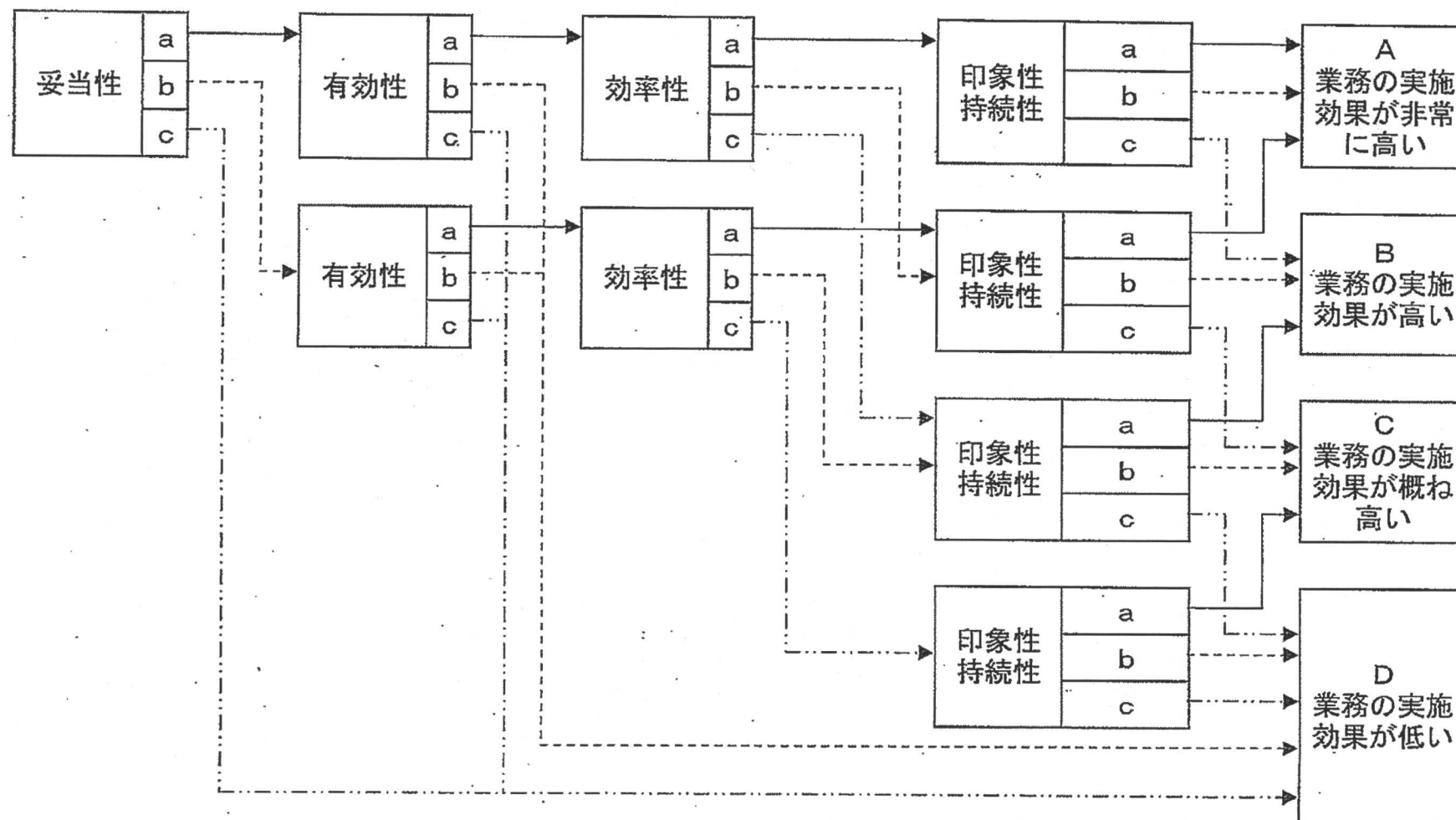
○委員に対して、業務事後評価書（別紙様式3）、その他資料により、業務実績や自ら行った個別評価の結果などを説明すること。

○委員の評価シート（別紙様式4）を取り纏め総合評価シート（別紙様式5）を作成して委員長の了解を得るとともに、評価結果や意見を取り纏めて業務評価報告書（別紙様式6）を作成する。

6. 業務評価報告書の提出

○作成した業務評価報告書について、委員の承認を得た上で、業務実績報告書と合わせて文部科学省に提出する。

原子力・エネルギー教育支援事業業務評価 総合評価フローチャート



業務事前評価書

1. 委託業務の題目
2. 委託業務の実施機関
3. 委託業務の計画
添付資料「業務計画書」参照。
4. 委託業務の実施における外的要因
 - 4-1 促進要因
 - 4-2 阻害要因
5. 委託業務の評価指標
6. 委託業務の実施により発現が期待される効果
 - 6-1 原子力の理解促進
 - 6-2 原子力を含めたエネルギー教育の実施
 - 6-3 原子力を含めたエネルギー教育の実施の持続
 - 6-4 地球温暖化への対応や長期的なエネルギー確保などエネルギー・環境問題への興味・関心の波及
 - 6-5 その他
7. 委託業務の計画・評価の実施に対する意見
8. 委託業務の評価の今後の計画

【添付資料】

- ・仕様書
- ・提案書類
- ・業務計画書

業務中間評価書

1. 委託業務の題目
2. 委託業務の実施機関
3. 委託業務の実績と実施内容の確認
 - 3-1 委託業務の実施状況
 - 3-2 経費の執行状況
 - 3-3 成果目標の達成状況
 - 3-4 評価指標の達成状況
 - 3-5 効果の発現状況
4. 各視点の評価の結果
 - 4-1 妥当性：
 - 4-2 有効性：
 - 4-3 効率性：
 - 4-4 印象性・持続性：
5. 委託業務の実施における外的要因
 - 5-1 効果の発現を促進した要因
 - (1) 計画の内容に関すること
 - (2) 実施の内容に関すること
 - 5-2 効果の発現を阻害した要因
 - (1) 計画の内容に関すること
 - (2) 実施の内容に関すること
6. 中間評価の結果
7. 委託業務の実績、今後の計画の実施に対する意見
8. 委託業務の評価の今後の計画

【添付資料】

- ・ 業務計画書
- ・ 事前評価書

《その他、実績や分析などを示す資料を添付。》

業務事後評価書

1. 委託業務の題目
2. 委託業務の実施機関
3. 委託業務の実績
 - 3-1 委託業務の実績
 - 3-2 経費の実績
 - 3-3 成果目標の達成状況
 - 3-4 評価指標の達成状況
 - 3-5 効果の発現状況
4. 各視点の評価の結果
 - 4-1 妥当性：
 - 4-2 有効性：
 - 4-3 効率性：
 - 4-4 印象性・持続性：
5. 委託業務の実施における外的要因
 - 5-1 効果の発現を促進した要因
 - (1) 計画の内容に関すること
 - (2) 実施の内容に関すること
 - 5-2 効果の発現を阻害した要因
 - (1) 計画の内容に関すること
 - (2) 実施の内容に関すること

【添付資料】

- ・業務計画書
 - ・事前評価書
 - ・中間評価書
- 《その他、実績や分析などを示す資料を添付。》

原子力・エネルギー教育支援事業業務評価 評価シート

委託業務の題目「」

評価の視点	評価	コ メ ン ト
妥当性		
有効性		
効率性		
印象性・持続性		

評価委員氏名：_____

原子力・エネルギー教育支援事業業務評価 総合評価シート

委託業務の題目「」

評価の視点	評価結果	【評価委員氏名】	【評価委員氏名】	【評価委員氏名】	【評価委員氏名】
		原子力	学校教育	コミュニケーション	経営・運営
妥当性					
有効性					
効率性					
印象性・持続性					

総合評価	
------	--

業務評価委員長：_____

業務評価報告書

1. 委託業務の題目
2. 委託業務の実施機関
3. 委託業務の実績
 - 3-1 委託業務・経費の実績
 - 3-2 成果目標・評価指標の達成状況
 - 3-3 効果の発現状況
4. 各視点の評価の結果
 - 4-1 妥当性：
 - 4-2 有効性：
 - 4-3 効率性：
 - 4-4 印象性・持続性：
5. 委託業務の実施における外的要因
 - 5-1 効果の発現を促進した要因
 - 5-2 効果の発現を阻害した要因
6. 事後評価の結果《総合評価：》
7. 委託業務の実績に対する意見
8. 委託業務の今後のあり方についての意見

【添付資料】

- ・ 業務計画書
- ・ 事前評価書
- ・ 中間評価書
- ・ 事後評価書

《その他、実績や分析などを示す資料を添付。》

(別添)

業 務 計 画 書

I. 委託業務の内容

1. 委託業務の題目

「原子力に関する副読本等の改訂等」

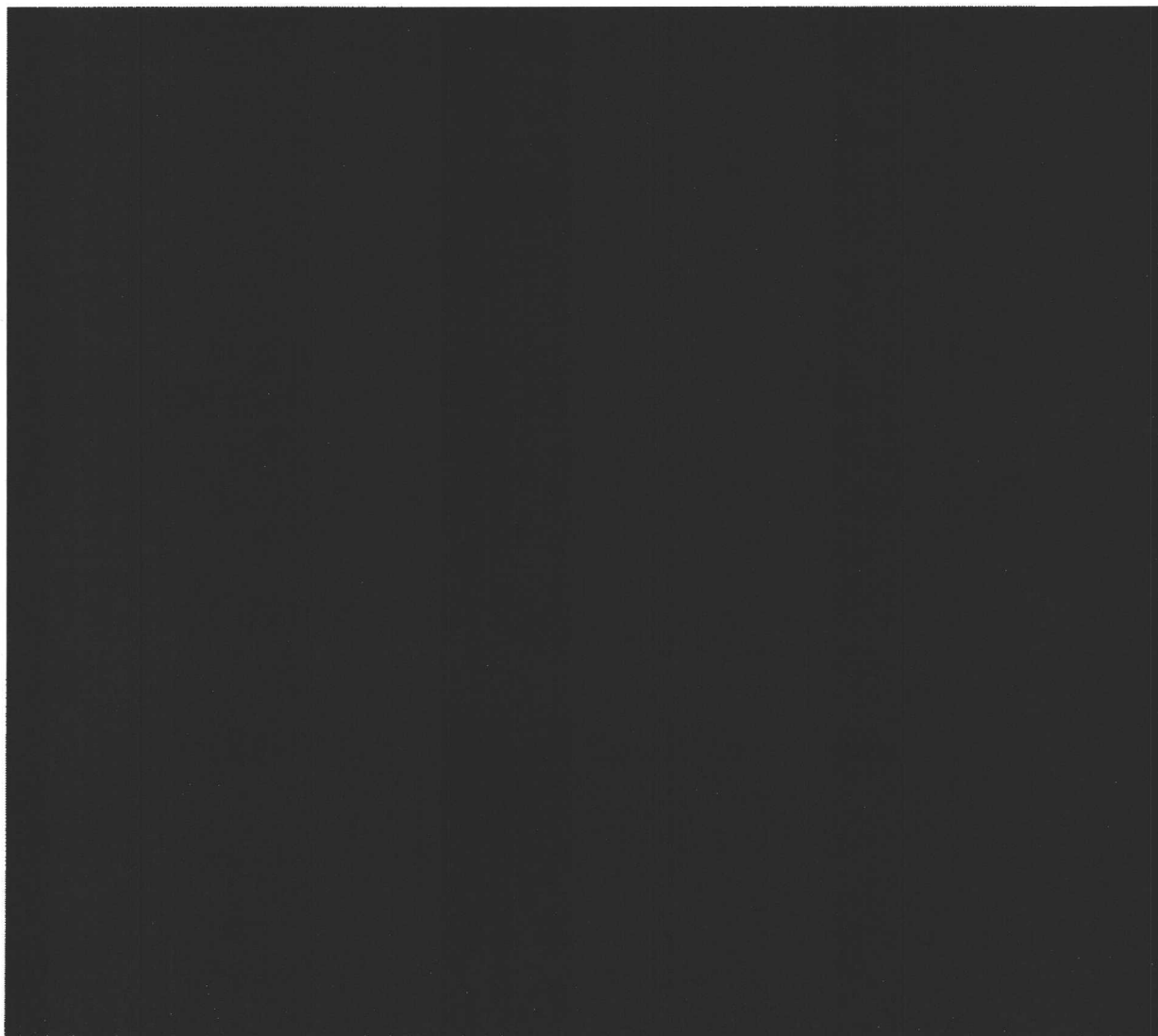
2. 実施機関

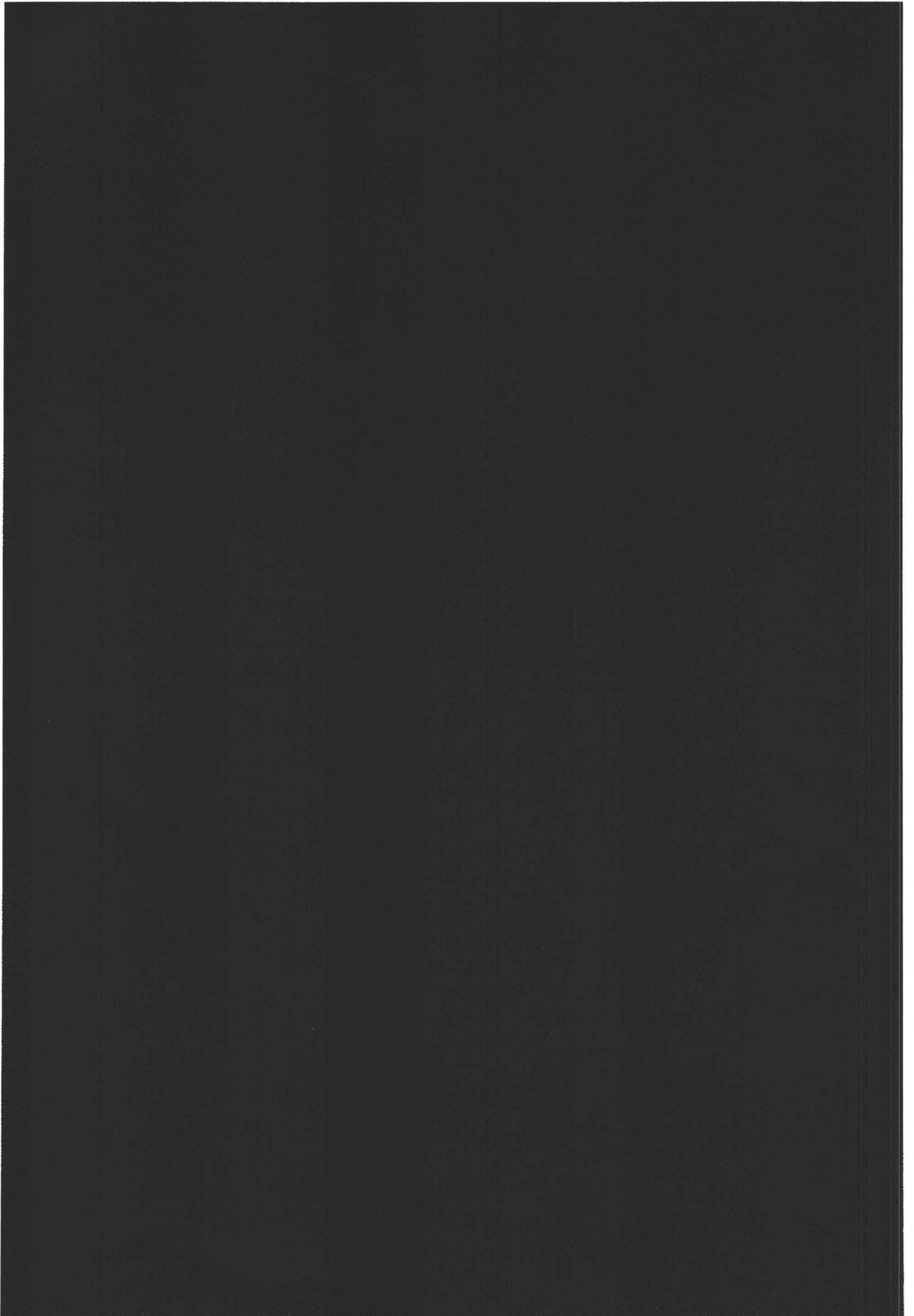
住 所 東京都港区芝浦二丁目3番31号

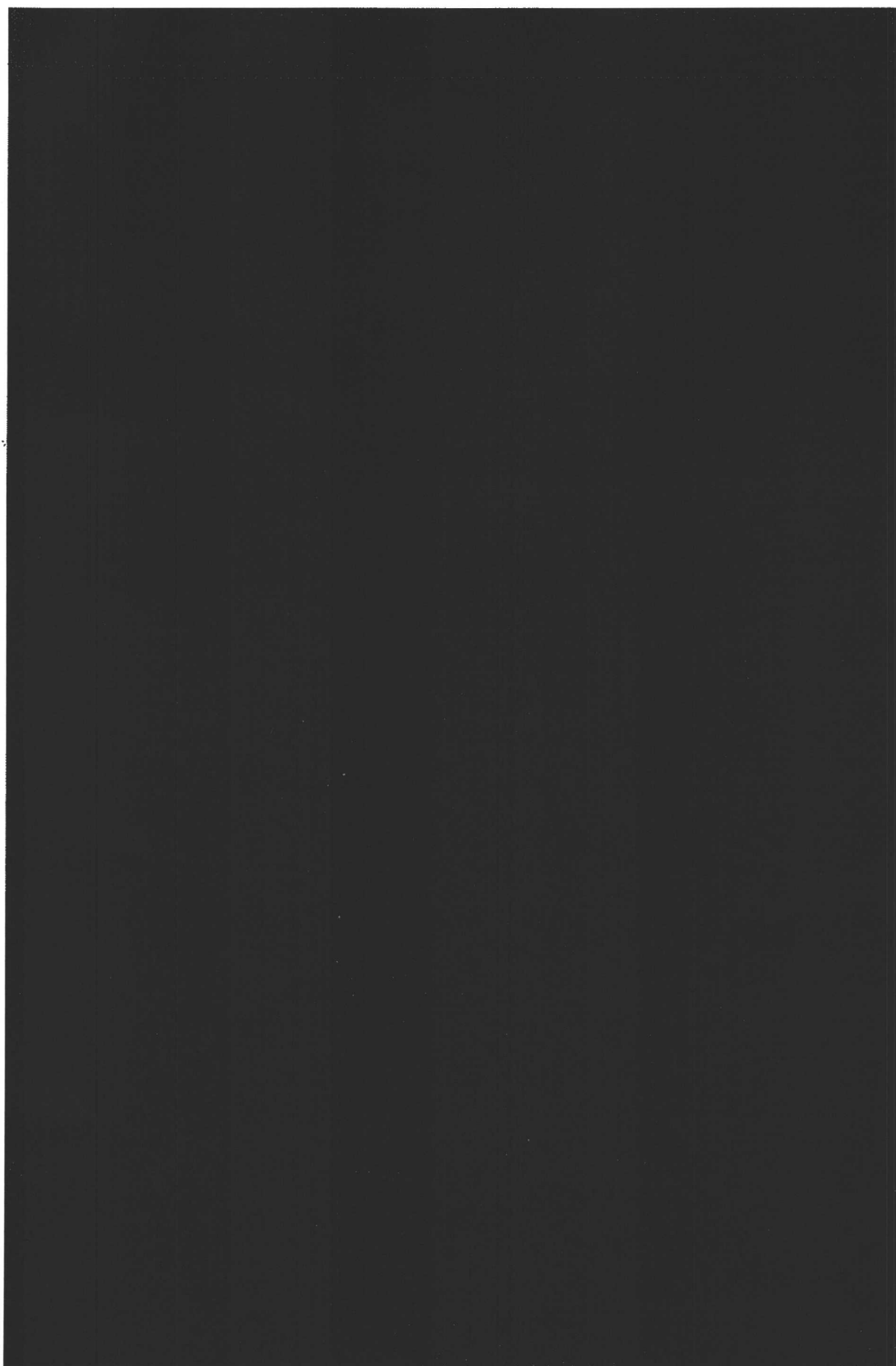
機関名 財団法人日本原子力文化振興財団

3. 委託業務の目的

本業務は、最新の状況を踏まえて文部科学省と経済産業省資源エネルギー庁が制作した小学生と中学生向けの原子力に関する副読本と副教材（以下「副読本等」という。）の改訂等を実施する。











変更委託契約書

平成23年4月1日付けをもって、支出負担行為担当官文部科学省研究開発局開発企画課長 川端 和明（以下「甲」という。）、支出負担行為担当官資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 小宮 義則（以下「乙」という。）と財団法人日本原子力文化振興財団理事長 秋元 勇巳（以下「丙」という。）との間で締結した委託業務題目「原子力に関する副読本等の改訂」に関する委託契約書について下記のとおり変更する。

記

1. 第1条第2号に規定する業務計画書を別紙のとおり変更する。
2. 第3条に規定する委託費「甲及び乙は、丙に対し、金21,074,678円の範囲内において委託費を負担するものとする。その金額のうち甲は、金10,537,339円、乙は、金10,537,339円とする。」を「甲は、丙に対し、金36,999,081円の範囲内において委託費を負担するものとし、乙の負担は金0円とする。」に変更する。
3. 第43条に、第6項として、「乙は、本契約にかかる一切の権利を有さず、一切の義務を負わないものとする。」を追加する。

上記の契約の証として契約書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成23年7月1日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省研究開発局開発企画課長
川端 和明

乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
支出負担行為担当官
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長
小宮 義則

丙 東京都港区芝浦二丁目1号
財団法人日本原子力文化振興財団理事長
秋元 勇巳



